

## ACSV MONTHLY LETTER

個人所得税では一定の損失が生じた場合に、翌年以降に繰越して控除できることとなっています。この繰越損失の主なものは以下の通りです。

## ● 個人所得税の主な繰越損失

## ① 純損失の繰越控除

内容	不動産所得・事業所得・譲渡所得の純損失を、翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の課税所得から控除できます。(ゴルフ会員権・金地金など生活に通常必要ではない財産は不可)
主な要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>純損失が生じた年分に申告期限内に青色申告</li> <li>その後において連続して確定申告書を提出</li> </ul>

## ② 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

内容	上場株式等を証券会社等を通じて売却したことにより生じた損失を、翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の株式等の譲渡所得及び上場株式等の配当所得から控除できます。
主な要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡損失が生じた年分に確定申告</li> <li>その後において連続して確定申告書を提出</li> </ul>

## ③ マイホームに係る譲渡損失の繰越控除（～平成27年12月31日）

内容	住宅ローンが残っているマイホームを、住宅ローン残高よりも低い価額で売却したことにより生じた損失を、翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の課税所得から控除できます。 なお、譲渡損失額は「住宅ローン残高－売却価額」を上限とします。
	マイホームを買換えたことにより生じた損失を、翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の課税所得から控除できます。 なお、買換資産は旧マイホームを売却した前年から翌年の間に取得し、買換資産に住宅ローンがある場合に限りま。
主な要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有期間5年超のマイホームを住まなくなった日から3年目の年末までに売却</li> <li>譲渡損失が生じた年分に確定申告</li> <li>その後において連続して確定申告書を提出</li> </ul>

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	
5月	自動車税の納付	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。